

## 函館市基本構想審議会委員公募要領

### 1 目的

函館市基本構想審議会（以下「審議会」という。）において、令和9年度（2027年度）を始期とする、函館市総合計画における新たな基本構想について調査・審議するにあたり、市民意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募する。

### 2 公募定数

審議会の公募による委員の定数は1人とする。

### 3 任期

任期は、令和8年（2026年）の委嘱の日から函館市議会において基本構想が議決されるまでの間とする。

### 4 審議会の開催

- (1) 任期内に4回程度の開催とする。
- (2) 平日の2時間程度の開催とする。

### 5 報酬

1回の出席につき、日額5,000円を支給する。  
ただし、委員が自主的に行う検討会議は無償とする。

### 6 応募条件

市内に居住し、本市のまちづくりについて関心がある満18歳以上の者（高校生を除く。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本審議会に委員を推薦する予定である団体に所属する者（該当する方については、個別に連絡する。）
- (2) 本市の他の附属機関その他の会議の委員を3以上（公募委員の場合は2以上）兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 7 応募方法

別に定める応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、メールまたはFAXのいずれかの方法により応募する。

応募用紙は本庁舎1階iスペース、6階企画部新計画策定担当および各支所にて設置・配布するほか、市ホームページからもダウンロードが可能。

応募先：

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市企画部計画推進室計画調整課新計画策定担当

TEL 21-3643 FAX 23-7604

E-mail [shinkeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:shinkeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp)

## 8 広報

公募にあたっては、市広報誌「市政はこだて」、市ホームページに公募記事を掲載する。

## 9 募集期間

令和8年（2026年）3月2日（月）から令和8年（2026年）年3月16日（月）まで（当日消印有効）。なお、持参、メールまたはFAXの場合は、当日の17時30分まで。

## 10 決定方法

応募者が公募定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

なお、本審議会における女性の委員および青年（39歳以下）の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める女性登用率の目標値35%、青年登用率の目標値10%に達しない見込みであるため、女性および青年の応募者を優先して採用する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募を行う。

## 11 決定結果の通知

決定後は、応募者に対して速やかに書面で通知する。